



佐賀県公報

平成18年
7月7日
(金曜日)
第12776号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定(四五七・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定(四五八・") 二
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(四五九・") 二

- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定(四六〇・") 四
- 介護保険法施行令の一部を改正する政令に規定する適格研修(四六一・") 四

- 吉野ヶ里歴史公園の入園料等を免除する日(四六二・まちづくり推進課) 四

公告

- 佐賀総体動画配信事業に係る企画提案業務委託の提案競技(プロポータル)の実施(情報・業務改革課) 五
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(県民協働課) 六
- " (畜産課) 七
- 平成十八年度佐賀県家畜講習会の開催(農地整備課) 八
- 土地改良区の定款変更認可(農地整備課) 八
- 県営久保田地区土地改良事業計画決定(建築住宅課) 八
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定(建築住宅課) 八
- 平成十八年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施(公告) 八
- 平成十八年度佐賀県職員採用試験(U・Iターン型民間企業等職務経験者)の実施(公告) 一〇
- 平成十八年度警察官B採用試験の実施(公告) 三

○平成十八年度佐賀県任期付職員採用試験の実施 (") 二五

公安委員会事項

○佐賀県警察交通事故情報管理システムの借入れに係る一般競争入札 (公告) 七

監査委員事項

○包括外部監査結果の措置の公表 (公告) 二九

雑報

○平成十八年度行政書士試験の実施 (財団法人行政書士試験研究センター) 三五

○告示

●佐賀県告示第四百五十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年六月十二日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人未来

所在地 三養基郡みやき町大字西島二千七百三十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 花のみね式番館デイサービスセンター

所在地 三養基郡みやき町中津隈五千九百十九番地

サービスの種類 通所介護

二 (一) 指定年月日 平成十八年六月十二日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人未来

所在地 三養基郡みやき町大字西島二千七百三十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ショートステイ花のみね式番館

所在地 三養基郡みやき町中津隈五千九百十九番地

サービスの種類 短期入所生活介護

三 (一) 指定年月日 平成十八年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社エヴァ

所在地 福岡県福岡市博多区山王一丁目二番三十号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

ア 名称 エヴァ西九州

所在地 伊万里市二里町大里乙七十四番地一

サービスの種類 特定福祉用具販売

イ 名称 エヴァ西九州

所在地 伊万里市二里町大里乙七十四番地一

サービスの種類 福祉用具貸与

四 (一) 指定年月日 平成十八年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社マキ商事

所在地 唐津市町田四丁目二番二十二号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限会社マキ商事

所在地 唐津市町田四丁目二番二十二号

五 (一) 指定年月日 平成十八年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人啓心会

所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイケアなないろ

所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

サービスの種類 通所リハビリテーション

●佐賀県告示第四百五十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定

居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年七月七日

佐賀県知事

古川

康

一 指定年月日 平成十八年六月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人醇和会

所在地 杵島郡白石町大字戸ヶ里二千三百五十二番地三

三 事業所の名称及び所在地

名称 有島病院居宅介護支援事業所

所在地 杵島郡白石町大字戸ヶ里二千三百五十二番地三

●佐賀県告示第四百五十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定

介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年七月七日

佐賀県知事

古川

康

一 (一) 指定年月日 平成十八年六月十二日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人未来

所在地 三養基郡みやき町大字西島二千七百三十番地一

| | |
|---|--|
| <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 花のみね式番館デイサービスセンター サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十八年六月十二日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人未来 所在地 三養基郡みやき町大字西島二千七百三十番地一 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ショートステイ花のみね式番館 所在地 三養基郡みやき町中津隈五千九百十九番地 サービスの種類 介護予防短期入所生活介護 指定年月日 平成十八年六月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人たけお内科医院 所在地 武雄市武雄町昭和十一番地二 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人たけお内科医院 所在地 武雄市武雄町昭和十一番地二 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十八年六月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社創明プロジェクト 所在地 唐津市町田二千四百四十番地一 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ぽつかばか・ハートケア伊万里通所介護介護予防通所介護事業所</p> | <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 伊万里市立花町二千四百五番地十七 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十八年六月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社創明プロジェクト 所在地 唐津市町田二千四百四十番地一 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ぽつかばか・ハートケア伊万里訪問介護介護予防訪問介護事業所 業所 所在地 伊万里市立花町二千四百五番地十七 サービスの種類 介護予防訪問介護 指定年月日 平成十八年六月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 創明プロジェクト 所在地 唐津市町田二千四百四十番地一 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ぽつかばか・ハートケア伊万里福祉用具貸与介護予防福祉用具貸与事業所 業所 所在地 伊万里市立花町二千四百五番地十七 サービスの種類 介護予防福祉用具貸与 指定年月日 平成十八年六月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社エヴァ 所在地 福岡県福岡市博多区山王一丁目二番三十号 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 エヴァ西九州 業所 所在地 伊万里市二里町大里乙七十四番地一</p> |
|---|--|

サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売

イ 名称 エヴァ西九州

所在地 伊万里市二里町大里乙七十四番地一

サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

八 (一) 指定年月日 平成十八年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社マキ商事

所在地 唐津市町田四丁目二番二十二号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

ア 名称 有限会社マキ商事

所在地 唐津市町田四丁目二番二十二号

サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売

イ 名称 有限会社マキ商事

所在地 唐津市町田四丁目二番二十二号

サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

九 (一) 指定年月日 平成十八年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人啓心会

所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイケアなないろ

所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション

●佐賀県告示第四百六十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十三条第一項に規定する指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十八年六月十二日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人未来

所在地 三養基郡みやき町大字西島二千七百三十番地一

三 事業所の名称及び所在地

名称 特別養護老人ホーム花のみね式番館

所在地 三養基郡みやき町中津隈五千九百十九番地

●佐賀県告示第四百六十一号

平成十八年三月十一日、十二日、十八日、十九日及び二十二日に佐賀県が実施した平成十七年度介護サービス情報の公表調査員養成研修を介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第五百五十四号）附則第二十二条に規定する適格研修とする。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百六十二号

佐賀県立都市公園条例（昭和三十六年佐賀県条例第三十二号）第十条第五号に規定する知事が別に定める日を次のとおり定めた。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

| | |
|------------|--------------|
| 年 月 日 | 免除する使用料等 |
| 平成十八年七月十七日 | 入園料及び駐車場の使用料 |

○ 公 告

2007青春・佐賀総体動画配信事業に係る企画提案業務委託の提案競技（プロポーザル）を次のとおり実施します。

平成18年7月7日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

迎 出

1 業務内容等

(1) 業務名

2007青春・佐賀総体動画配信事業に係る企画提案業務委託

(2) 業務内容

インターネット動画配信事業を行うための実態調査、詳細設計・運営計画の策定及び経費の算定

(3) 業務期間

契約の日から平成18年11月30日まで

2 提案競技参加者の資格に関する事項等

(1) 本調達は、単独企業又は共同企業体による提案競技とします。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

ケ 決算

コ 利益金の配当の割合

ク 欠損金の負担の割合

シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置

ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置

セ 解散後の瑕疵担保責任、その他必要な事項

(2) 提案競技に参加する者は、単独企業にあつては次のアに掲げる資格要件のすべてを、共同企業体にあつては次のイに掲げる資格要件のすべてを満たすこと。

ア 単独企業の資格要件

(ア) 次のいずれかに該当する企業（以下「県内企業」という。）であること。

a 県内に本店を有する企業

b 県外に本店を有し、かつ県内に支店・営業所を有する企業で、総従業員数に対する県内の支店・営業所における従業員数の割合が50パーセント以上であるもの

c 県外に本店を有し、かつ県内に支店・営業所を有する企業で、県内の支店・営業所の従業員数が50人以上であるもの

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(オ) 共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

| | |
|--|---|
| <p>(ア) 共同企業体の構成員のうち少なくとも1者は、県内企業であること。</p> <p>(イ) 共同企業体の構成員数は、3者以内であること。</p> <p>(ウ) 全ての構成員が、30パーセント以上の出資比率であること。</p> <p>(エ) 代表者の出資比率が構成員中最大であること。</p> <p>(オ) 構成員のすべてがアの(イ)から(ウ)までに該当しないこと。</p> <p>(カ) すべての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(3) 共同企業体の存続期間</p> <p>ア 県業務の相手方となった者 本業務に係る委託契約の履行後3か月を経過する日まで</p> <p>イ 県業務の相手方とならなかった者 本業務に係る委託契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 提案競技手続等に関する事項</p> <p>(1) 担当課等 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県統括本部情報・業務改革課 ネットワーク担当 電話 0952-25-7390 FAX 0952-25-7299 E-mail jouthou-gyounu@pref.saga.lg.jp</p> <p>(2) 2007青春・佐賀総体動画配信事業に係る企画提案募集要領の配布方法及び配布期間 平成18年7月7日(金曜日)から7月14日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日は除く。)の午前8時30分から午後5時までの間、佐賀県統括本部情報・業務改革課で配布します。</p> <p>(3) 企画書等の提出</p> <p>ア 提出書類 参加申込書 企画提案書</p> | <p>イ 受付期間 平成18年7月20日(木曜日)から平成18年7月31日(月曜日)まで (土曜日及び日曜日は除く。)の午前8時30分から午後5時まで</p> <p>ウ 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県統括本部情報・業務改革課 内</p> <p>(4) 提案競技審査会の開催日及び場所 ア 開催日 平成18年8月8日(火曜日) なお、時間については企画提案書を提出した者に通知します。</p> <p>イ 場所 佐賀県庁</p> <p>(5) 企画提案書の評価方法及び契約方法 ア 企画提案書の評価方法 評価項目毎に各審査員が評価し決定します。</p> <p>イ 契約方法 企画提案書を評価した結果、評価が最も高い者と予算の範囲内において、委託契約を締結します。</p> <p>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>関係書類は、平成18年8月28日までにさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。</p> <p>平成18年7月7日 佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 申請のあった年月日</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>平成18年6月26日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法中原たすけあい協会</p> <p>(2) 代表者の氏名 平野 征幸</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6706番地2</p> <p>(4) 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、助け合いの精神に基づき市民が相互に対等平等な立場で、自主的な福祉活動を行い、誰もが安心して、その人らしく暮らしていける地域社会を創設することによって福祉の増進に努める。</p> <p>_____</p> <p>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>関係書類は、平成18年8月28日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。</p> <p>平成18年7月7日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 申請のあった年月日 平成18年6月28日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人技術交流フォーラム</p> <p>(2) 代表者の氏名 三浦 哲彦</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市新郷本町24番13号</p> <p>(4) 定款に記載された目的 この法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、</p> | <p>不特定多数の市民・団体等を対象に、科学技術の分野で助言又は支援・協力を行い、科学技術水準の高揚、健全なまちづくり、次世代人材の育成を推進し、もって社会教育、地域づくり、くにつくり、災害救援、環境の保全などの公益の増進と豊かな社会を作るために寄与することを目的とする。</p> <p>_____</p> <p>家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、平成18年度佐賀県家畜講習会を次のとおり開催します。</p> <p>平成18年7月7日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 講習会の日時及び場所 日時 平成18年8月29日(火)及び30日(水)の9時から17時まで 場所 佐賀県畜産試験場(武雄市山内町宮野23242番地2)</p> <p>2 講習科目及び講習時間</p> <p>(1) 家畜の取引に関する法令 4時間</p> <p>(2) 家畜の品種及び特徴 4時間</p> <p>(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間</p> <p>3 受講申込及び手数料 講習を受けようとする者は、受講申込書に必要事項を記入のうえ、手数料3,140円(佐賀県収入証紙によること。)を添えて、7月31日(月)までに佐賀県生産振興部畜産課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に提出してください。</p> <p>4 講習を受けることができる者 今後、家畜商を営もうとする者。ただし、家畜商法第4条各号のいずれかに該当する者は、受講を修了しても家畜商の免許を取得することはできません。</p> <p>5 修了証明書の交付 所定の講習課程を修了した者には、修了証明書を交付します。</p> |
|--|--|

6 問い合わせ先

佐賀県生産振興部畜産課
郵便番号 840-8570 佐賀市内一丁目1番59号
電話 0952-25-7121 (直通)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成18年6月29日諸富士土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年7月7日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(地域水田農業支援緊急整備)久保田地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年8月22日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1)に提出してください。

平成18年7月7日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(地域水田農業支援緊急整備)久保田地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年7月10日から平成18年8月7日まで

3 縦覧の場所

小城市役所及び久保田町役場

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年7月7日

佐賀県知事 古川 康

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 指 定 年 月 日 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|--------------------------------------|------------|--------------------------|------------|
| 14 | 伊万里市二里町大里字江湖ノ辻甲2305番8、2305番9及び2306番3 | 平成18年6月29日 | 4.18～6.15 (4.00～6.05) | 85.12 |

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 人事委員会事項

佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号)第6条第1項の規定により、平成18年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)を次のとおり行います。

平成18年7月7日

佐賀県人事委員会

委員長 峰 谷 尚 久

1 試験の区分
次の試験区分のいずれかについて受験することができます。

一般事務、警察事務又は総合土木

2 受験資格

(1) 昭和60年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき大学(短期大学を除く。)を卒業又は平成19年3月までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があ

ると認める者を含む。)を除きます。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に該当する者(準禁治産者を含む。)

3 第1次試験

(1) 試験の実施日

平成18年9月24日(日曜日)

(2) 試験地

佐賀大学教養教育1号館(佐賀市)

(3) 試験種目及び内容は次の表のとおりとし、教養試験及び専門試験の出題分野は別表のとおりとします。

| 試験種目 | 内 | 容 |
|------|---|---|
| 教養試験 | 全試験区分を対象とする高等学校卒業程度の一般的知識及び一般知能についての五枝択一式問題50問による筆記試験 | |
| 適性試験 | 一般事務及び警察事務の試験区分を対象とする事務的適性を試す五枝択一式問題120問による筆記試験 | |
| 専門試験 | 総合土木の試験区分を対象とする高等学校卒業程度の専門的知識についての五枝択一式問題40問による筆記試験 | |

(4) 第1次試験合格者発表

平成18年10月6日(金曜日)に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。

4 第2次試験

(1) 試験の実施日

平成18年10月下旬(予定)

第1次試験合格者に文書で通知します。

(2) 試験地

佐賀市

(3) 試験種目

作文試験、面接試験、適性検査、身体検査及び資格調査

5 最終合格者発表

平成18年11月下旬に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。

6 採用候補者名簿及び採用方法

試験区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を成績順に記載します。

採用は、これらの名簿に基づき、任命権者に提示した者のうちから任命権者が行います。

7 試験案内書及び受験申込書の交付

(1) 交付場所

佐賀県人事委員会事務局
さが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)

佐賀県税事務所

唐津県税事務所

武雄県税事務所

産業技術学院

鳥栖農林事務所

伊万里農林事務所

鹿島農林事務所

神埼土木事務所

佐賀県福岡情報センター

東京事務所

大阪事務所

(2) 郵便による請求方法

封筒の表に「高卒請求」と書き、140円切手をはったあて先明記の定形の返信用封筒(角形2号封筒(縦33.2センチメートル横24センチメートル程度))を必ず同封し、佐賀県人事委員会事務局に請求してください。

(3) ホームページからダウンロードする方法

佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)から様式をダウンロードし、所定の用紙に印刷して使用してください。

8 受験申込の方法

(1) インターネット申込みの場合(推奨)

佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。

(2) 持参及び郵送の場合

提出先 佐賀県人事委員会事務局(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

受験申込書に所定の事項を記入し、受験票送付用の50円切手をはり付けて提出してください。

9 申込みの受付期間

(1) インターネット申込みの場合

平成18年8月4日(金曜日)の9時から平成18年8月25日(金曜日)の17時までに受信したものを受け付けます。

(2) 持参の場合

平成18年8月4日(金曜日)から平成18年8月25日(金曜日)までの8時30分から17時までの間に受け付けます。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(3) 郵送の場合

平成18年8月4日(金曜日)から受け付けます。
なお、8月25日(金曜日)の消印のあるものまで有効とします。

10 問い合わせ先

佐賀県人事委員会事務局

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話 直通 0952-25-7241

別表

教養試験出題分野一覧表

| 試験区分 | 出題分野 |
|-------|---|
| 全試験区分 | 社会科学(法律、政治、経済、社会一般、人権等)、人文科学(日本史、世界史、地理、国語、文学・芸術等)、自然科学(数学、物理、化学、生物、地学等)、文章理解(英文を含む。)、判断推理、数的推理、資料解釈等 |

専門試験出題分野一覧表

| 試験区分 | 専門分野 |
|------|---|
| 総合土木 | 数学・物理・情報技術基礎、土木構造設計、応用力学、水理学、土質力学、測量、社会基礎工学、土木施工、農業土木設計、農業土木施工、環境科学基礎、農業情報処理等 |

佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号)第6条第1項の規定により、平成18年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔U・Iターン型民間企業等職務経験者〕を次のとおり行います。
平成18年7月7日

佐賀県人事委員会

委員長 峰 谷 尚 久

1 試験の区分

行政

2 受験資格

- (1) 昭和42年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた者
- (2) 県外に本社を置く民間企業等(国の機関又は県外の地方公共団体の機関

| | |
|--|---|
| <p>を含む。)における職務経験が平成18年8月末現在で通算して5年以上ある者</p> <p>なお、この場合における職務経験は次のとおりとします。</p> <p>ア 会社員、自営業者等として6か月以上継続して就業していた期間(アルバイト及びパートタイムの期間は除く。)が該当します。</p> <p>イ 職務経験が複数の場合には通算可能としますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方に限りません。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者は、受験することができません。</p> <p>ア 日本の国籍を有しない者</p> <p>イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に該当する者(準禁治産者を含む。)</p> <p>3 第一次試験</p> <p>(1) 選抜方法等 受験申込書とともに提出された課題論文及び職務経歴書により書類選考を行います。</p> <p>(2) 試験種目 論文審査及び経歴審査</p> <p>(3) 第一次試験合格者発表 平成18年10月31日(火曜日)に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。</p> <p>4 第二次試験</p> <p>(1) 試験の実施日 平成18年11月下旬～12月上旬(予定) 第一次試験合格者に文書で通知します。</p> <p>(2) 試験地 佐賀市及び東京都</p> <p>(3) 試験種目</p> | <p>論文試験、面接試験、適性検査、身体検査及び資格調査</p> <p>5 最終合格者発表 平成18年12月下旬に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。</p> <p>6 採用候補者名簿及び採用方法 採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を成績順に記載します。採用は、この名簿に基づき、任命権者に提示した者のうちから任命権者が行います。</p> <p>7 試験案内書及び受験申込書の交付</p> <p>(1) 交付場所 佐賀県人事委員会事務局 さが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口) 佐賀県税事務所 唐津県税事務所 武雄県税事務所 産業技術学院 鳥栖農林事務所 伊万里農林事務所 鹿島農林事務所 神埼土木事務所 佐賀県福岡情報センター 東京事務所 大阪事務所</p> <p>(2) 郵送による請求方法 封筒の表に「民間経歴請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の定形の返信用封筒(角形2号封筒(縦33.2センチメートル横24センチメートル程度))を必ず同封し、佐賀県人事委員会事務局に請求してください</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>さい。</p> <p>(3) ホームページからダウンロードする方法 佐賀県ホームページ (http://www.pref.saga.lg.jp/) から様式をダウンロードし、所定の用紙に印刷して使用してください。</p> <p>8 受験申込の方法</p> <p>(1) インターネット申込みの場合 (推奨) 佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力し、作成要領に従って作成した課題論文及び職務経歴書の電子データを添付して送信してください。</p> <p>(2) 持参又は郵送の場合 提出先 佐賀県人事委員会事務局 (郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号県庁内)</p> <p>受験申込書に所定の事項を記入し、受験票送付用の50円切手をはり付けて提出してください。併せて、作成要領に従って作成した課題論文及び職務経歴書を提出してください。</p> <p>9 申込みの受付期間</p> <p>(1) インターネット申込みの場合 (推奨) 平成18年9月1日(金曜日) 9時から平成18年9月29日(金曜日) 17時まで に受信したものを受け付けます。 なお、課題論文及び職務経歴書の添付がない申込みは受理できません。</p> <p>(2) 持参の場合 平成18年9月1日(金曜日) から平成18年9月29日(金曜日) までの8時30分から17時までの間に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日等の閉庁日は除きます。 なお、課題論文及び職務経歴書の提出がない場合は受理できません。</p> <p>(3) 郵送の場合</p> | <p>平成18年9月1日(金曜日) から受け付け、平成18年9月29日(金曜日)の消印のあるものまで有効とします。</p> <p>なお、課題論文及び職務経歴書の添付がない申込みは受理できません。</p> <p>10 問い合わせ先 佐賀県人事委員会事務局 郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話 直通 0952-25-7241</p> <p>佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号)第6条第1項の規定により、次のとおり採用試験を行います。</p> <p>なお、この試験のうち警察官B(男性)一般については、佐賀県、警視庁(東京都)、愛知県、大阪府及び兵庫県が、平成18年度警察官B(男性)採用佐賀県共同試験として協定に基づき共同で実施します。</p> <p>平成18年7月7日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県人事委員会 委員長 峰 谷 尚 久</p> <p>1 試験の区分 次の試験区分のいずれかについて受験することができます。</p> <p>(1) 警察官B(男性) 一般、武道指導(柔道)又は武道指導(剣道)</p> <p>(2) 警察官B(女性) 一般</p> <p>2 志望都府県の選択</p> <p>(1) 警察官B(男性) 一般 佐賀県、警視庁(東京都)、愛知県、大阪府又は兵庫県のいずれかについて第2志望まで選択することができます。ただし、佐賀県以外を第1志望とする場合は、佐賀県を第2志望とすることはできません。</p> <p>(2) 警察官B(男性) 武道指導(柔道)及び武道指導(剣道)並びに警察官</p> |
|--|---|

B (女性) 一般

佐賀県のみ志望できます。

3 受験資格

次の要件を満たす者とします。

| | | | |
|----|---|---------------------|--------------|
| 区分 | 警察官B (男性) | | 警察官B (女性) |
| | 一般 | 武道指導 (柔道) | 武道指導 (剣道) |
| 性別 | 男性 | | 女性 |
| 年齢 | 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者 | | |
| 学歴 | 次のいずれにも該当しない者 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成19年3月31日までに卒業見込みの者 イ 防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校(長期課程に限る。)、気象大学校(大学部に限る。)その他人事委員会がアと同等と認める学校を卒業した者又は平成19年3月31日までに卒業見込みの者 | | |
| 段位 | 柔道の二段以上の 段位を有する者 | 剣道の二段以上の 段位を有する者 | |

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
 - (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に該当する者(準禁治産者を含む。)
- 4 第1次試験
- (1) 試験の実施日
平成18年10月15日(日曜日)
 - (2) 試験地
佐賀県立佐賀商業高等学校(佐賀市)
 - (3) 試験種目及び内容
試験種目及び内容については、次のとおりとし、教養試験の出題分野は

別表のとおりとします。

| 試験種目 | 内 容 |
|------------------|--|
| 教養試験 (共通) | 警察官として必要な一般的知識及び知能についての五枝択一式問題50問による筆記試験を行う。 |
| 体力試験 (共通) | 一般の試験区分については、立幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、時間往復走及び握力の5種目を実施する。 武道指導(柔道)及び武道指導(剣道)の試験区分については、握力の1種目を実施する。 |
| 実技試験 (武道指導区分) | 武道指導(柔道)については、柔道の実技試験を行う。 武道指導(剣道)については、剣道の実技試験を行う。 |
| 身体測定 (共通) | 警察官としての職務遂行上必要な身体を備えているかどうかを測定する。 |

- (4) 第1次試験合格者発表
平成18年10月27日(金曜日)に、佐賀県庁の掲示板及び佐賀県警察本部前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。

なお、佐賀県以外の都府県の第1次試験合格者には、佐賀県の発表後に当該都府県から文書で通知します。

5 第2次試験

- (1) 試験の実施日
平成18年11月上旬～中旬(予定)
第1次試験合格者に文書で通知します。
- (2) 試験地
佐賀市
- (3) 試験種目
作文試験、面接試験、適性検査、身体検査及び資格調査
なお、佐賀県以外の都府県の第2次試験の実施日、試験地及び試験種目は当該都府県から文書で通知します。

6 最終合格者発表
 平成18年12月上旬に、佐賀県庁の掲示板及び佐賀県警察本部前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。
 なお、佐賀県以外の都府県の最終合格者には、佐賀県の発表後に当該都府県から文書で通知します。

7 採用候補者名簿及び採用方法
 試験区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を成績順に記載します。
 採用は、この名簿を任命権者に提示し、その中から任命権者が行います。

8 試験案内及び受験申込書の交付
 (1) 交付場所
 佐賀県人事委員会事務局、佐賀県福岡情報センター、東京事務所、大阪事務所及び佐賀県警察本部警務課並びに佐賀県内各警察署、幹部派出所、交番及び駐在所
 (2) 郵便による請求方法
 封筒の表に「警察官B請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号封筒(縦33.2センチメートル横24センチメートル程度))を必ず同封し、佐賀県人事委員会事務局又は佐賀県警察本部警務課に請求してください。
 (3) ホームページでダウンロードする方法
 佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)から様式をダウンロードし、所定の用紙に印刷して使用してください。

9 受験申込みの方法
 (1) インターネット申込みの場合(推奨)
 佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。
 (2) 持参又は郵送の場合

提出先 佐賀県警察本部警務課(郵便番号840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号)

受験申込書に所定の事項を記入し、受験票送付用の50円切手をはり付けて提出してください。

10 受験申込の受付期間
 (1) インターネット申込みの場合
 平成18年8月18日(金曜日)9時から9月8日(金曜日)17時まで受信したのまで受け付けます。
 (2) 持参の場合
 平成18年8月18日(金曜日)から9月8日(金曜日)までの8時30分から17時までの間に受け付けます。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。
 (3) 郵送の場合
 平成18年8月18日(金曜日)から受け付けます。
 なお、9月8日(金曜日)の消印のあるものまで有効とします。

11 問い合わせ先
 佐賀県人事委員会事務局
 郵便番号 840-8570 佐賀市内一丁目1番59号 県庁内
 電話 直通 0952-25-7241
 佐賀県警察本部警務課
 郵便番号 840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号
 電話 代表 0952-24-1111 内線 2652、2653

別表
 教養試験出題分野一覧表

| 試験区分 | 出題分野 |
|-------|--|
| 全試験区分 | 社会科学(法律、政治、経済、社会一般、人権等)、人文科学(日本史、世界史、地理、思想・哲学、文学・芸術等)、自然科学(数学、物理、化学、生物、地学等)、文章理解(英文を含む。)、判断推理、数的推理、資料解釈等 |

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成15年佐賀県人事委員会規則第4号)第11条第1項の規定により読み替えて適用する佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号)第6条第1項の規定により、平成18年度佐賀県任期付職員採用試験(短期大学卒業程度)を次のとおり行います。

平成18年7月7日

佐賀県人事委員会

委員長 峰 谷 尚 久

- 1 試験の区分
生活指導員
- 2 受験資格
 - (1) 昭和62年4月1日までに生まれた者
 - (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号(準禁治産者を含む。)に該当する者は、受験することができません。
- 3 任用期間
1年間。ただし、採用から3年間の範囲内で任期を更新することがあります。
- 4 第1次試験
 - (1) 試験の実施日
平成18年9月24日(日曜日)
 - (2) 試験地
佐賀市
 - (3) 試験種目及び内容は次の表のとおりとし、教養試験及び専門試験の出題分野は別表のとおりとします。

| 試験種目 | 内 容 |
|---------|--|
| 教 養 試 験 | 短期大学卒業程度の一般的知識及び一般知能についての五枝択一式問題20問による筆記試験 |
| 専 門 試 験 | 短期大学卒業程度の専門知識についての択一式問題20問による筆記試験 |
| 論 文 試 験 | 思考力、総合的判断力、論理性、文章による表現力等についての筆記試験 |

なお、論文試験は第1次試験で実施しますが、第1次試験合格者発表後に第1次合格者のみ採点し、最終合格者の決定に使用します。

- (4) 第1次試験合格者発表
平成18年10月6日(金曜日)に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。
- 5 第2次試験
 - (1) 試験の実施日
平成18年10月中旬(予定)
第1次試験合格者に文書で通知します。
 - (2) 試験地
佐賀大学教養教育1号館(佐賀市)
 - (3) 試験種目
面接試験、適性検査、身体検査及び資格調査
 - 6 最終合格者発表
平成18年11月下旬に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。
 - 7 採用候補者名簿及び採用方法
採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を成績順に記載します。採用は、これらの名簿に基づき、任命権者に提示した者のうちから任命権者が行います。

8 試験案内書及び受験申込書の交付

(1) 交付場所

佐賀県人事委員会事務局
さが元気ひろば (県民総合相談・情報提供窓口)

佐賀県税事務所

唐津県税事務所

武雄県税事務所

産業技術学院

鳥栖農林事務所

伊万里農林事務所

鹿島農林事務所

神埼土木事務所

佐賀県福岡情報センター

東京事務所

大阪事務所

(2) 郵便による請求方法

封筒の表に「任期付請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の定形の返信用封筒(角形2号封筒(縦33.2センチメートル横24センチメートル程度))を必ず同封し、佐賀県人事委員会事務局に請求してください。

(3) ホームページからダウンロードする方法

佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) から様式をダウンロードし、所定の用紙に印刷して使用してください。

9 受験申込の方法

(1) インターネット申込みの場合(推奨)

佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。

(2) 持参及び郵送の場合

提出先 佐賀県人事委員会事務局 (郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)

受験申込書に所定の事項を記入し、受験票送付用の50円切手をはり付けて提出してください。

10 申込みの受付期間

(1) インターネット申込みの場合

平成18年8月4日(金曜日)の9時から8月25日(金曜日)の17時までに受信したものを受け付けます。

(2) 持参の場合

平成18年8月4日(金曜日)から8月25日(金曜日)までの8時30分から17時までの間に受け付けます。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(3) 郵送の場合

平成18年8月4日(金曜日)から受け付けます。
なお、8月25日(金曜日)の消印のあるものまで有効とします。

11 問い合わせ先

佐賀県人事委員会事務局
郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号
電話 直通 0952-25-7241

別表

教養試験出題分野一覧表

| 出題分野 |
|---|
| 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解(英文を含む。)、判断推理、数的推理、資料解釈等 |

専門試験出題分野一覧表

| 専門分野 |
|--------------------|
| 心理学、社会学、社会福祉、精神保健等 |

○ 公安委員会事項

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年 7月 7日

収支等命令者

佐賀県警察本部会計課長 松 尾 正 博

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

佐賀県警察交通事故情報管理システム 一式

(2) 借入物品の使用その他の明細

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成19年 1月 1日から平成23年12月31日まで (60か月)

(4) 納入場所

佐賀市松原一丁目 1番16号

佐賀県警察本部

2 入札参加資格及び条件

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更正手続開始の申立て (同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付けがなされている者は除く。) でないこと。

(3) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者 (同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付けがなされている者は除く。) でないこと。

(4) 当該物品の設置後、保守、点検、修理その他のソフトウェアを設置先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。

(5) 佐賀県警察、佐賀県その他の官公庁が必要とする物品の売買契約又は賃貸借契約について、相当期間の実績を有する者であること。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成18年 8月 3日 (木) の17時までに、下記 4の(1)の場所に提出 (郵送での提出可) しなければならぬ。提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められたものに限る、入札の参加者とする。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(1) 納入しようとする機器のメーカー名、品名及び型名を記載した一覧表

(2) 納入しようとする機器の機能を説明できる書類、カタログ等

(3) 保守、点検、修理その他のソフトウェアを納入先の求めに応じて速やかに提供することができることを確認することができる書類

(4) 官公庁との賃貸借契約の実績証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

郵便番号840-8540 佐賀県佐賀市松原一丁目 1番16号

佐賀県警察本部会計課 用度係

電話 0952-24-1111 (内線2237)

FAX 0952-24-5972

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 公報登載日から平成18年 8月 3日 (木) までの 9時から17時

時まで。ただし、土曜日及び日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。

イ 交付場所 (1)に同じ

| | |
|--|---|
| <p>(3) 入札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成18年8月16日(水) 13時30分</p> <p>イ 場所 佐賀県警察本部別館1階入札室</p> <p>(4) 開札の日時及び場所 入札終了後直ちに(3)のイの場所において行う。</p> <p>(5) 契約条項を示す場所 (1)と同じ</p> <p>(6) 入札方法等に関する事項</p> <p>ア 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除する。</p> <p>ウ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。</p> <p>エ 落札者の決定方法 予定価格の範囲以内で有効な入札を行った者の中で、最低の価格をもって申込みを行ったものを落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、直ちに入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。</p> | <p>オ 不落の場合 入札で不落となった場合は、再度入札を行う。</p> <p>(7) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 一人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 法令又は入札に関する条件に違反した者</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 契約書作成の要否</p> <p>(3) 詳細は入札説明書による。</p> <p>(4) この契約は、1994年4月15日、ワラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>6 Summary</p> <p>(1) The nature and quantity of the products to be leased : Saga Prefectural Police Traffic accident information management system, 1 set</p> <p>(2) Lease period : from 1 January, 2007 through 31 December, 2011</p> <p>(3) Delivery place : the place that will be appointed in "Saga Prefectural Police" 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>(4) Time limit for tender : 1:30 p.m. August 16, 2006 by direct delivery</p> <p>(5) A contact point for the notice: Finance Section, Police Administration, Department Saga Prefectural Police Headquarters, 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan; Tel.0952-24-1111 Fax.0952-24-5972</p> | |
| <p>○ 監査委員事項</p> | |
| <p>平成16年度に実施された包括外部監査に係る監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。</p> <p>平成18年7月7日</p> <p>佐賀県代表監査委員 中 村 孝</p> | |

平成16年度 包括外部監査結果及び意見の措置状況

| 監査結果及び意見 | 措置状況 |
|---|--|
| 第1 佐賀県東部工業用水道局の財務事務の執行について | |
| 【監査結果】 | |
| 1 開発費について | |
| 貸借対照表に繰延資産として計上されている開発費2,300万円は、資産性がなく、一時に償却すべきである。(令第26条第2項) | 平成16年度決算において、一括して償却しました。 |
| 2 修繕引当金について | |
| 貸借対照表に計上している修繕引当金に負債性は無く、修繕引当金を全額取り崩して利益に振り替えるか、若しくは、修繕費予算を計上せず、修繕のつど修繕引当金を取り崩していくべきである。(令第9条第6項、財務規程第20条第2項、同別表第2) | 修繕引当金は、事故発生等の緊急事態への対応として必要であり、今後、引当基準等を明確にして処理を行います。 |
| 3 企業債の起債について | |
| 平成12年度に江島配水池増設工事等一連の工事代金の支払いに充てるため、3億4,600万円の企業債を起債した。この起債は手持ち資金並びに事業計画や収支見込みを十分に検討すれば不要であったはずである。今後は、資金調達等長期間経営に影響を与えるような事項については、協議機関の設置を行い十分に協議し、予測される厳しい経営環境に対処し徹底した経営管理と資金管理を行うべきである。 | 当該企業債の起債に当たっては、その時点における事業計画を考慮しながら、将来の収支見込み及び資金計画を検討して行ったものですが、その後の情勢の変化による事業計画の見直しや、業務の一部を民間へ委託したことに伴う職員の削減を始めとする経費節減等により収支が好転し、その結果として手持ち資金も増加したことから指摘のような状況となったものです。 今後は、より綿密な資金計画等を立て、適切な経営管理に努めます。 |
| 4 減価償却について | |
| 減価償却を行わないものについての基準が明確でない。平成13年4月以降に寄附を受けた資産については減価償却を行っていない。適正な利益算定のためには当然ながらすべての資産について減価償却を行うべきである。 | 平成16年度決算において、過去の未償却分も含めて減価償却を行うとともに、今後も適切に償却します。 |
| 5 入札に係る予定価格の算定について | |
| 予定価格の基礎となる見積単価の決定作業で、見積依頼を入札指名予定業者のうちの1社にのみ依頼していた。(技管第260号違反) 県民すべてが納得できるような手続きに早急に改善すべきである。 | 関係通知に従い、適正な手続きに改めました。 |
| 6 随意契約について | |
| 施設設備の運転・監視等業務委託について、随意契約により委託している。随意契約にあたって、複数の業者から見積を取っていない。(財務規程第109条の2、財務規則第112条第2項) 長年同一企業に委託することが、必ずしも委託者・受託者の双方にとって有利であるとは限らない。地元企業に入札参加の機会を増やし互いに競争させることは有意義である。 | 平成17年度は、指名競争入札により契約を行いました。 なお、当該業務委託については、工業用水の安定供給を損なうことがないよう、当該業務に関する知識・経験等を適切に評価するものとするなど、より適正な契約となるよう検討していきます。 |
| 【監査意見】 | |
| 1 収益の計上時期について | |
| 給水収益の計上が、1ヶ月遅れになっている。工業用水道局は、費用の計上は月末までにその原因の発生した分を正しく当該月に計上している。その結果、費用の計上に見合う収益が1ヶ月遅れて計上されており、費用と収益が対応していない。給水収益の計上時期は、令第10条第1号の規定を適用するのではなく、正しくは令第10条第1号但し | 平成16年度分から、収益への計上時期を改めました。 |

| | |
|---|---|
| 書きを適用するのが工業用水道局の現状に適している。 | |
| 2 退職給与引当金について | |
| 平成15年度までは当年度純利益を考慮して計上していたので、年度毎の計上額はそれぞれ妥当であったかは疑問である。今後は退職給与の要支給額の増加分を引き当て計上すべきである。 | 引当金計上額の算定方法を見直し、平成17年度において必要な引き当てを行います。 |
| 3 棚卸資産の管理について | |
| 棚卸資産の中には時の経過だけで劣化するものもあるので、何時でも取替え部品として使用可能なものしておく必要がある。 | 保管中の棚卸資産を再点検するとともに、今後とも適正に管理します。 |
| 4 企業協力金について | |
| 工業用水道局の会計処理は、「企業協力金」として収益に計上しているが、工事費の実質的な負担金としての内容であり、地方公営企業法第32条第5項の規定する「資本剰余金」の「その他資本剰余金」または「工事負担金」として計上すべきであったと考える。 | 今後とも適切な会計処理に努めます。 |
| 5 新規需要家の獲得について | |
| 企業誘致において、新規誘致企業に対する誘致交渉の過程から誘致窓口の担当課と一緒に活動すべきである。然るに現状では工業用水道局への誘致窓口の担当者から情報提供は極めて不十分と言わざるを得ない。工業用水の利用には、現在受水施設の設置が必要であることを誘致交渉の初期の段階から十分に説明し、当初の設計に織り込んでもらうことが工業用水利用の促進に繋がるとともに、進出企業にとって追加設備投資の削減に繋がると思う。 新規に進出を考えている企業にとって、初期投資はできるだけ押さえたいところである。受水設備の自己負担(管布設)価額を引き下げることがないのかさらに検討すべきである。 | 企業誘致部門ともよく連携をとり、新規進出企業への工業用水利用を促すとともに、既存の未給水企業への働きかけも行っていきます。 また、受水設備設置費の負担についても、今後、国の動き等も見極めながら、企業誘致部門と検討を行います。 |
| 第2 私立学校等に対する補助金の執行について | |
| 【監査結果】 | |
| 1 私立学校運営費補助の実績報告書の提出期限について | |
| 私立学校法人側の実情を考えると、4月中の実績報告書の提出は事実上無理である。補助金の返還も6月以降に行われ、県においても翌年度の収入として認識されている。規定・要綱への準拠性という観点からも、実際に不可能であることをそのままの状況しておくのは好ましくない。速やかに関係課と協議し、要綱の改定を検討すべきである。 | 地方自治法施行令第143条第1項第5号の規定により、6月以降に精算手続きを行うことはできません。 現在の要綱では、決算書又は決算見込書を提出することとなっていますが、最終的な決算書を提出することは、現在の私立学校の事務手続上難しいという実情を勘案して、4月末の段階では決算書の提出は求めないよう見直しを行います。 |
| 【監査意見】 | |
| 私立学校運営費補助金の在り方について | |
| 1 私立学校運営費補助金交付額の計算方法について | |
| 県としての私学教育に対する考え方をもとに、私立学校運営費補助の調整割に重点的施策等を打ち出しているが、補助金の額としての配分が少ない割に複雑すぎて十分に伝わっていない感がある。従って重点施策にそったより効率的で簡素化された補助金の交付スタイルを追求していくことが必要であるとする。 | 生徒数の減少等私学を取り巻く環境が大きく変化しているため、今年度予定している「私学助成のあり方検討」の中で、検討します。 |
| 2 私立学校運営費補助対象経費の算定方法及び金額検証について | |
| (1) 補助対象経費から除外される各種経費について | |
| | |

| | |
|--|---|
| 補助対象経費から除くものとして定められている経費の定め方が分かりづらい。ある程度は具体的な区分や例示等を示すことにより、学校法人でも除外すべき経費が明確に区分できるようにすべきだと考える。 | 補助対象外経費については、具体的に例示を行いました。 |
| (2) 補助対象経費の2分の1の金額が、補助金額の上限であることについて | |
| ① 年度途中での再配分並びに返還に関連して | |
| 補助金を有効に活用するため、各法人の決算見込は正確に行われなければならない。毎年同様の傾向により補助金を返還しているような法人があれば、決算の見積もりに対して十分な指導を行うべきである。 | 従来から、決算見込みについては、精査して提出するよう指導していますが、今後も引き続き指導を続けます。 |
| ② 経費節減と2分の1上限額の関係 | |
| 補助金額に一定の制限をおくという点は理解できることであるが、もともと区割り計算により積み上げられた補助金の積算額が基本的には発生経費を直接算定根拠としていないにもかかわらず、その経費の発生状況によっては減額されてしまうことには、矛盾がある。高等学校、中学校では学校数が少ないので、1校あたりの再配分が多額になるが、幼稚園では少額にとどまっており、超過額の再配分の可否は検討の余地があると考ええる。 | 上限額を撤廃すると、配分方法によっては補助金依存率の非常に高い法人ができることが予想されます。私立学校の自主的運営を考えた場合、公費による補助金の上限は2分の1が目安と考えられ、また私立学校振興助成法第4条第1項には国が大学等に経常的経費の補助金を交付する場合の上限も2分の1以下と規定されており、現状では2分の1上限額の撤廃は難しいと考えていますが、私立学校の運営に対する公費負担のあり方については引き続き検討を行っていきます。 |
| 3 私立学校運営費補助金の安全対策割について | |
| 現在の計算の仕組みにおいては、折角様々な区分を設けてそれぞれの特色に応じた配分を使用している中で、その趣旨が十分に活かさない結果になるものと思われる。 調整割の中の他の区分に対しての配分額をきちんと確保する措置が必要であると考ええる。 | 今年度予定している「私学助成のあり方検討」の中で検討します。 |
| 4 私立学校運営費補助金の交付額について | |
| 経営努力で黒字経営の学校は補助対象経費に対する補助金交付率が少なく、補助金を除くと赤字の学校への補助金交付率が高いのは赤字補填になっているとの批判に耐えられない。経営努力を促すような補助金の交付が必要である。 | 生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図り、私立学校の経営の健全性を高めるため、短期間での急激な収入の減に対応した配分を一部行っていますが、学校法人の経営努力を阻害しないような補助金の配分方法について、今年度予定している「私学助成のあり方検討」の中で検討します。 |
| 5 私立学校運営費補助金の配分計算について | |
| (1) 教員割について | |
| 明らかに教育・保育活動にのみ携わっている兼務教員を対象外にすることは、公平を欠いていると思われる。現実的にかつ柔軟に判断すべきである。 | ご指摘の点については、今年度予定している「私学助成のあり方検討」の中で検討します。 |
| (2) 園児数割について | |
| 園児減少対策分は平成3年度の定員内実員との比較を基礎にして按分計算されているが、基準年度を平成3年とする合理的な根拠はない。別途激減緩和措置としての補助金を支給しており重複している。 | 平成16年度補助金から、過去3年間の平均と比較することとしました。 |
| 定員の見直しが行われていないにも関わらず、園児数割(基本額)の減額計算がなされるのは合理性を欠く。あくまで定員で考えるのなら、5%の枠を設けること自体合理性がない。常に定員が見直され、定員そのものに地域の修学適齢幼児数との合理的な調整が図られているのであれば、児童数割の合理性も理解できるが比較対象としている数字に同質性が薄いと考える。改善すべきである。 | 今年度予定している「私学助成のあり方検討」の中で検討します。 |
| (3) 調整割について | |

| | |
|---|---|
| ① 教員研修派遣割 | |
| 補助金の支給総額を先に決めているため、研修を行う園が少なければ高額な補助金が支給される結果となった。 補助対象経費が、研修会費と交通費の合計額となっており、東北地区で実施された研修会に参加したため、補助対象経費のほとんどが交通費と考えられるものもあった。いずれにしても改善すべきである。 | 教員派遣研修割については、教員研修に要する経費の負担や研修参加教員の代替の負担等に配慮し、教職員の資質向上への取り組みを促進するために補助金の算定の際に調整割として加算するという趣旨であり、加配した補助金の使途を研修に要する費用に制限するものではありませんが、御指摘の趣旨を踏まえ、従来、3日以上の研修について対象としていたものを、平成16年度から1日でも対象とするよう見直しを行うことにより、対象となる園の拡大を図ることで、運用の改善を図りました。 |
| ② 情報化推進割額について | |
| 情報化推進割額が実際の情報化のための経費を上回って算定され交付されている。単にインターネットに接続等ではなくもっと適切な項目を検討すべきである。 | 平成17年度から、配分の項目に、インターネット接続等に加え、HPの開設による情報提供及び電子メールでの相談等対応を加えました。 |
| ③ 保育料割について | |
| 個々の学校法人は、幼稚園の教育・保育内容、幼稚園の立地条件、地域における幼稚園の数、さらには経営戦略などを総合的に勘案して保育料の金額を決定しているものと思われる。教育・保育内容などを他の幼稚園よりも充実させれば、平均以上の保育料を設定しても園児は十分確保でき、それを原資としてまたさらに一層教育・保育内容の充実が可能となるはずである。保育料割の追加配分は、このような循環に水を差すものであり、保育料の低い幼稚園を救済する効果よりも、学校法人の向上意欲を殺ぐ弊害の可能性もある。追加配分は見直すべきだと考える。 | 多くの幼児に幼児教育を受ける機会を確保するためには、保育料を低廉に押さえる努力を促すことも必要と考えられることから、平成18年度の検討課題である「私学助成のあり方検討」の中で検討します。 |
| ④ 激変緩和措置割について | |
| 激変緩和措置割は他の各項目が目的とする効果を減殺してしまうこと、各項目の算定のために県の担当者は相当な時間を費やしていることから、むしろデメリットのほうが大きいと考える。 | 平成18年度の検討課題である「私学助成のあり方検討」の中で検討します。 |
| 6 私立専修学校運営費補助金について | |
| 専修学校の所轄庁は都道府県であり、収支のみを把握するのではなく財務内容等も含めた全体としての経営内容を把握すべきことは当然のことであり、毎年決算書を必ず入手し、財務内容・経営内容を十分把握すべきである。 | 平成17年10月6日付けで補助金交付要綱を改正し、実績報告書の添付資料に決算書(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表)を提出させることにしました。 |
| 7 定員について | |
| 定員内実員と定員に大きな乖離がある私立学校法人もある。数年に一度は全学校法人に対して定員の妥当性を検証させるべきである。 | 従来より定員内実員と定員に大きな乖離がある学校については、その是正を指導してきたところですが、平成18年度の検討課題である「私学助成のあり方検討」の中で、定員の見直しについても検討していきます。 |
| 8 私立学校法人が留保している設備更新のための資金額について | |
| 高等学校を運営するいくつかの学校法人は、実際に確保された資金の額が減価償却累計額に満たない(差額がマイナス)状態である。 また、幼稚園を運営する学校法人の相当数が実際に確保された資金の額が減価償却累計額に満たないと推測された。 県は私立学校法人に対し、資金管理の重要性も指摘すべきである。 | 私立学校振興・共済事業団の経営指標を活用するなど、資金管理を含め経理面について十分な配慮を行うよう、学校法人に対し指導していきます。 |
| 9 私立幼稚園特殊教育費補助金について | |
| 一定基準日を定める必要性はあるが、基準日以降の入園者を救済し、在園期間の不公平をなくすべく、基準日以降の入園者については、入園月分からの按分額とするなり、 | 基準日を5月1日として取り扱ってきたが、弾力的な対応ができるよう検討を行っていきます。 |

| | |
|---|--|
| <p>短期間の在園児についても在園月の按分額とする等、より公平な措置をとることが望まれる。</p> | |
| <p>10 私立学校施設設備整備費補助金について</p> | |
| <p>対象事業については県側から入札や合見積りの実施を指導されているが、可能な限り入札を実施すべきことを明確に示し、さらに入札参加業者・入札状況やその結果を書面で報告させるべきであるとする。</p> <p>入札を行わない場合には、実施しないことについての理由書を提出させるなどの措置が必要である。</p> <p>さらに、合見積りによる場合には、見積を行った業者の選定理由やその結果等も合わせて入手すべきである。</p> <p>また、大規模な改修工事等でなく金額が僅少な場合でも、合見積りの実施状況や見積り業者の選定理由を、合見積りを行わないような場合には、その理由や業者の選定理由を書面により提出させるべきである。</p> | <p>従前から合見積りを行うよう指導してきており、平成16年度からは補助金執行の透明性・公正性を確保するために、見積書を提出させているところですが、現時点においては、入札等による契約手続きを実施することについて書面では示していません。</p> <p>今後、補助事業を実施する場合は、ご指摘のとおり、入札を実施すべきことを明確にし、入札や合見積り結果を書面で報告させるとともに、それによらない場合は、理由書などを提出させるように指導することとします。</p> |
| <p>11 私立学校教育研修事業費補助金について</p> | |
| <p>県は補助金を交付する先の状況を十分に把握することは当然のことであり、全体での収支はもちろんのこと、それのみでなく財政状況を表す貸借対照表や財産目録等も入手することにより、交付先の状況を十分に把握すべきであるとする。</p> | <p>決算書等を取り寄せ、補助金交付団体の財政状況の参考にしています。</p> |
| <p>12 私立学校退職基金社団等補助金について</p> | |
| <p>適正な負担率での補助金の交付のため、常に補助事業者の状況を把握し、補助金の削減の余地は無いかな等を検討すべきである。</p> | <p>負担率を決めるのは補助事業者であり、県が決めるものではありません。補助金の削減については、平成16年度に補助率を32/1000から16/1000に引き下げたところですが。</p> |
| <p>最低限今後の給付計画や資金繰り計画程度は十分に把握し、今後の補助金交付の方向性について十分な検討を重ねていかなければならないものとする。</p> | <p>補助事業者の給付計画等については、総会資料などを入手し、状況把握に努めています。</p> |
| <p>第3 中山間地域等直接支払制度等の補助金の執行について</p> | |
| <p>【監査意見】</p> | |
| <p>1 中山間地域等直接支払制度について</p> | |
| <p>佐賀県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱・交付要領に基づき、交付事務を適切に行うことに加えて、少なくとも中山間地域等で耕作放棄地が増加する主な原因（人的問題、経済的問題）にどのように対処していくかに関する具体的な施策を早めに議論し実行に移す必要があると考える。</p> | <p>中山間地域等では、農業者の高齢化等による担い手不足が耕作放棄地の主な発生要因となっていることから、国では、平成17年度に、「中山間地域等直接支払制度」を自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組を促す制度へ改正されたところである。</p> <p>改正された新たな制度では、集落の将来像などを明確化した「集落マスタープラン」の作成が義務付けられたところであり、各集落では、このプランの策定に向けた話し合いが行われたところである。</p> <p>各集落では、このプランを実現するため、今後5年間で、担い手の育成などを図り、耕作放棄地の発生防止につながる農業生産活動等の体制整備を進めていくこととなっている。</p> <p>このようなことから、今後は、市町村等関係機関・団体との緊密な連携のもと、新たな制度の円滑な実施を図るとともに、県内外の優良事例を紹介するなどして、できるだけ多くの集落において、将来にわたり継続的な取組が行われるよう推進していく。</p> |
| <p>制度の大きな目的が中山間地域等の多面的機能の維持・確保をはかりつつ、農業の自給率の確保であることを考えると、農政だけにとどまらない施策に対応するための全庁</p> | <p>これまでも例えば山村振興法に基づく山村振興基本方針については、農林業の振興はもとより、観光等の産業振興、学校等の教育施設の整備及び医療・道路等の生活環境基盤</p> |

| | |
|--|---|
| <p>横断的な組織を考えるべきである。</p> | <p>の整備など広範な範囲に及んでいることから、庁内関係課が一体となり策定してきたところである。 今後とも、中山間地域の産業基盤や生活環境の整備などの各種振興施策の実施にあたっては、庁内関係課がより一層連携強化を図っていく。</p> |
| <p>県の財政を考えると県民すべてが満遍なく公共サービスを受け続けるという時代ではなくなっている。中山間地域等の営農者にも自らで自らの将来を考え行動しなければならぬことを理解してもらおう努力も必要である。</p> | <p>改正された新たな制度では、集落の将来像などを明確化した「集落マスタープラン」を農業者自ら作成することが義務付けられたところである。 また、取り組み程度によって交付単価に格差を設けることにより前向きな取組を促す仕組みとなっている。 このため、中山間地域等の農業者を対象にした研修会を開催するなどして、新たな制度に関する農業者の理解促進に努めたところであり、今後とも農業者自らによる継続的な取組が図られるよう指導・助言に努めていく。</p> |
| <p>2 中山間地域農業農村活性化支援事業費補助に係る系統施行について</p> | |
| <p>県は、国の「系統施行マニュアル」に基づき、建設特別委員会のメンバーの中に農協の理事以外の構成員を参画させるように指導すべきである。</p> | <p>「中山間地域農業農村活性化支援事業」については、平成16年度で完了したところであるが、「強い農業づくり交付金」等の事業において、系統施行を実施する場合は、建設特別委員会に農協の理事以外の委員も入れるよう、「系統施行マニュアル」に基づいた適切な対応を事業実施主体に指導したところである。</p> |

○ 雑 報

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定による佐賀県知事の委任に係る平成18年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成18年7月7日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 池ノ内 祐 司

1 試験日時

平成18年11月12日(日)

午後1時から午後4時まで

2 県内試験場所

佐賀短期大学(佐賀市神園三丁目18番15号)

県外の方は、4の(3)の連絡先にお問い合わせください。

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

| 試験科目 | 内 容 等 |
|----------------------------------|--|
| <p>行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)</p> | <p>憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成18年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。</p> |
| <p>行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)</p> | <p>政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解</p> |

* 商法については、平成18年4月1日現在施行されている法令に関して出題しますが、会社法(平成17年法律第86号)により実質的な改正が行われた部分については、原則出題しないものとします。

(2) 試験の方法

| | |
|---|---|
| <p>ア 試験は、筆記試験によって行います。</p> <p>イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関する必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。</p> <p>* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。</p> <p>4 受験手続</p> <p>(1) 郵送による受験申込み</p> <p>ア 受付期間 平成18年8月7日(月)から9月8日(金)まで</p> <p>イ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター</p> <p>受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています)。9月8日の消印があるものまで受け付けます。</p> <p>ウ 提出書類 受験願書一式(配布場所についてはオをご覧ください。)</p> <p>エ 受験手数料 7,000円</p> <p>受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。</p> <p>オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所</p> <p>(ク) 郵送配布</p> <p>a 配布期間 平成18年8月7日(月)から8月31日(木)まで</p> <p>郵送を希望する方は、140円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封したうえ、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記bまで郵便で請求してください。(8月31日必着のこと)</p> <p>b 請求先</p> | <p>財団法人行政書士試験研究センター (郵便番号100-8779 東京中央郵便局留)</p> <p>(ク) 窓口配布</p> <p>a 配布期間 平成18年8月7日(月)から9月8日(金)まで</p> <p>b 県内配布場所</p> <p>(a) 佐賀県くらし環境本部私学文化課(佐賀市内一丁目1番59号)</p> <p>(b) 佐賀県庁さが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口 佐賀市内一丁目1番59号)</p> <p>(c) 佐賀総合庁舎(佐賀市八丁驒町8番1号)</p> <p>(d) 神埼総合庁舎(神崎市神埼町大字鶴3542番地)</p> <p>(e) 鳥栖総合庁舎(鳥栖市元町1234番地1)</p> <p>(f) 唐津総合庁舎(唐津市坊主町433番地1)</p> <p>(g) 伊万里総合庁舎(伊万里市新天町坂口122番地4)</p> <p>(h) 武雄総合庁舎(武雄市武雄町大字昭和265番地)</p> <p>(i) 鹿島総合庁舎(鹿島市大字高津原3400番地)</p> <p>(j) 佐賀県行政書士会(佐賀市鍋島三丁目15番23号)</p> <p>なお、配布時間は、佐賀県行政書士会については午前9時から午後5時まで、その他の場所については午前8時30分から午後5時15分までとします。</p> <p>県外の方は、(3)の連絡先にお問い合わせください。</p> <p>(2) インターネットによる受験申込み</p> <p>ア 受験申込み画面への入力</p> <p>(ク) 当センターのホームページ(http://gyosei-shiken.or.jp)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。</p> <p>イ 受験手数料の払込み</p> |
|---|---|

| | |
|--|----------------------------------|
| <p>(ア) 受験手数料 (7,000円) の払込みはクレジットカード (申込者本人名義のものに限る。) による決済のみとなります。</p> <p>(イ) 利用できるクレジットカード VISA, Master, JIC</p> <p>(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。</p> <p>エ 受付期間</p> <p>(ク) 平成18年8月7日(月) から9月8日(金) 午後5時まで この出願システムは、9月8日(金) 午後5時で終了します。接続中(入力中) であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。</p> <p>(ク) 最終日(9月8日) は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。</p> <p>(3) 連絡先 (問い合わせ先) 財団法人行政書士試験研究センター 電話番号 03-5251-5600</p> <p>5 特例措置の実施 身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置を講ずることがありますので、受験申込みに先立って必ず連絡先へご相談ください。平成18年度から、全盲等重度の視覚障害のある方にも対応できるよう点字試験を導入します。</p> <p>6 合格発表の日時及び方法</p> <p>(1) 日時 平成19年1月29日(月) 午前9時</p> <p>(2) 方法 合格者の受験番号を財団法人行政書士試験研究センターの掲示板及びホームページ (http://gyosei-shiken.or.jp) に公示 (掲示) するとともに、佐賀県公報への掲載及び佐賀県庁前掲示板への掲示を行います。</p> | <p>また、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。</p> |
|--|----------------------------------|

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年七月七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷